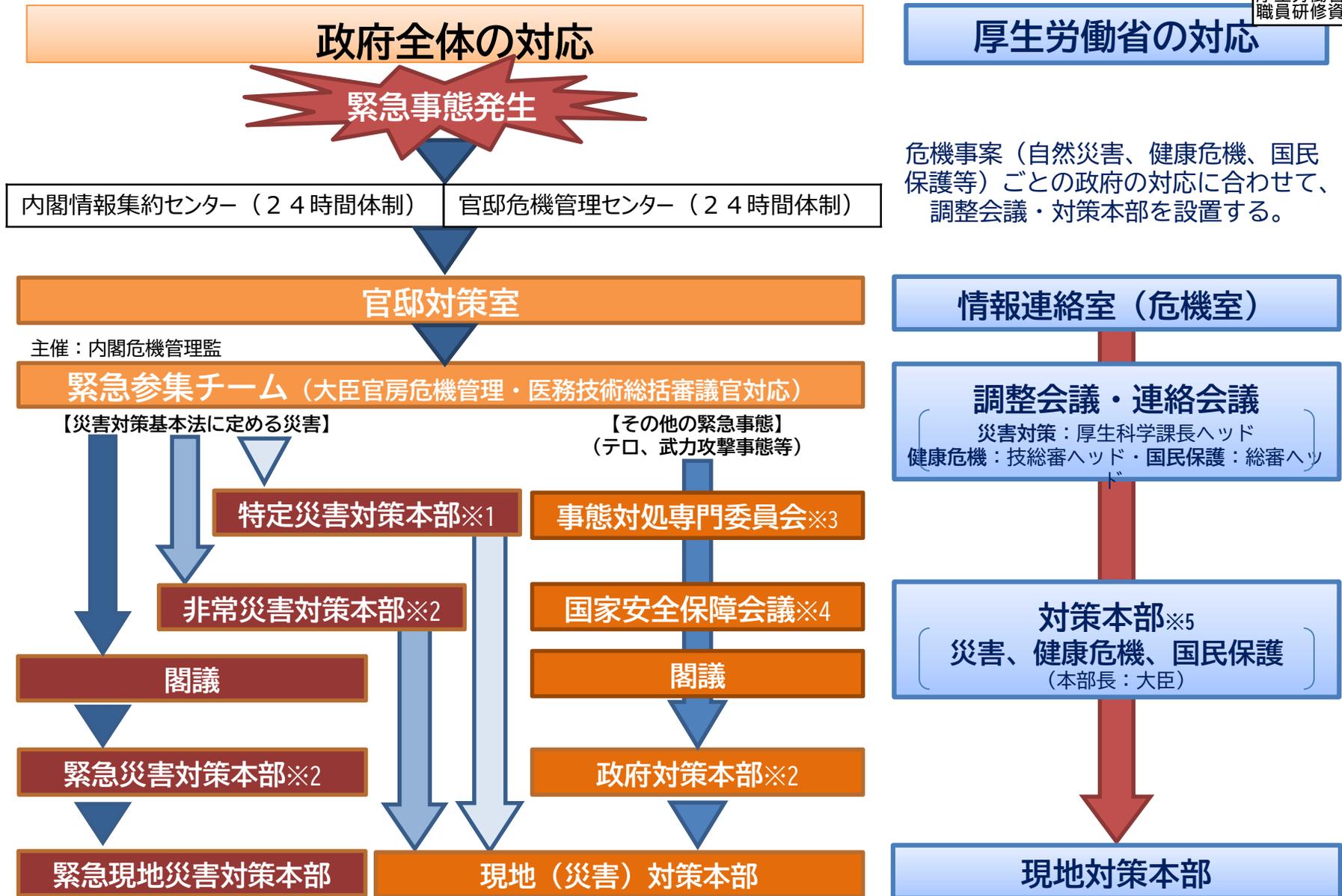


緊急事態発生時における政府全体及び厚生労働省の初動対応

参考資料2

厚生労働省
職員研修資料より抜粋



※1：本部長：防災大臣、構成員：局長級
※3：危機管理監主宰、総審（危）対応

※2：大臣出席
※4：官房長官主催、総審（危）対応

※5：管内で災害が発生し、本省に災害対策本部を設置される場合又は設置される場合、厚生局は局災害対策本部を設置。

災害対応:厚生労働省における発災直後期からの主な業務

厚生労働省では、発災後急性期から復興期まで、過去の災害における知見等も活用しながら、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を実施している。

大まかな
ステージ
の進行

発災後・急性期

避難所等の開設後

災害救助法の適用後

復興期

●
主
な
対
応
業
務

- 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動
- 医療施設、社会福祉施設等の被害状況の把握
- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動
- 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣
- 保健師等の避難所等巡回(健康管理や感染予防策)
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)等の活動
- 避難所への医薬品等の供給
- 雇用保険の失業給付について、一時離職の場合でも受給できる特例を実施、雇用調整助成金の特例措置の実施
- 通常は低所得世帯等を対象に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資金貸付について、特例措置として、貸付対象の被災世帯への拡大、償還期限の延長等を実施
- 保険料(税)や一部負担金の減免、窓口における被保険者証等を提示できない場合における柔軟な対応、定員超過を認める通知の発出
- 仮設住宅等における見守り・相談支援、被災者のこころのケア等の実施
- 医療施設、社会福祉施設等の復旧に向けた補助金等の交付
- 雇用及び労働条件の確保等

厚生労働省現地对策本部における災害対応業務

- ・災害対策本部会議（政府、都道府県）、保健医療福祉調整本部（都道府県）会議への出席
- ・都道府県・市町村対応（自治体担当者、避難所、被災施設等での情報収集・支援）
- ・地方課・厚生局総務課への活動状況の報告 ・本省への照会・調整（現地での要望等への対応）

